

健康診断および胸部レントゲン検査

申請時の注意事項

Immigration New Zealand
TE RATONGA MANENE 

Department of Labour
TE TARI MAHI



健康診断および胸部レントゲン検査の証明書（NZIS 申請書 No.1007）を作成する際に、この冊子をよくお読みください。尚、本冊子では同申請書を「健康診断書」と呼びます。

概説

健康診断書の目的は？

ニュージーランドへの入国申請者は一定の健康基準を満たす必要があります（詳細は添付の健康基準パンフレット Health Requirements Leaflet NZIS 1121をご覧ください）。ニュージーランド移民局は、健康診断書（NZIS 1007）の記載事項を元に申請者が基準を満たしているかどうかを判断します。

健康診断書が必要とされる時は？

12ヶ月以上の滞在予定でニュージーランドの一時滞在ビザまたは許可を申請する場合、あるいは永住権を申請する場合に健康診断書の提出が必要となります。

前回の申請時に健康診断書を提出した場合は？

永住権を申請する際には、健康診断書を改めて提出する必要があります。

一時滞在ビザまたは許可の場合、健康診断書を提出した前回の申請から2年以上経過していなければ、新たな健康診断書は不要かもしれません。改めて健康診断書を必要とする場合は、ケース担当官がその旨をお知らせします。

健康診断を受けられる場所は？

ニュージーランド移民局によって医師や放射線科が指定されている国では、必ずこれらの指定医療機関で健康診断を受けてください。最寄の指定医療機関については www.immigration.govt.nz/paneldoc をご覧ください。

ニュージーランド移民局指定の医療機関がない国の方は、登録医（できればかかりつけの一般開業医）の診断を受けてください。

注：ニュージーランド国内では医療機関の指定がありません。ニュージーランド国内で健康診断を受けたいが、かかりつけの医師がないという場合は、電話帳に掲載されている最寄の一般開業医までお問い合わせください。

健康診断書作成の所要期間は？

健康診断をすぐに受けられない場合もありますので、移民申請までに十分な時間をとってください。健康診断後、胸部レントゲン検査や血液検査の結果を待ってから医師が健康診断書を作成するため、健康診断書が手元に届くまで2~3週間かかる場合があります。

重要：軽い病気にかかっている、あるいは抗生物質を短期間服用している方は、全快してから健康診断を受けてください。

健康診断の際に持っていくものは？

- A、H、I、J項を記入した健康診断および胸部レントゲン検査の証明書（NZIS 申請書 No.1007）
- 身分証明となる有効期限内のパスポート
- 最近撮影したパスポートサイズの写真3枚
- 日常使用する眼鏡、コンタクトレンズ
- 特に持病がある場合は、専門医による診断書
- 現在服用している処方薬（薬剤名と服用量）

健康診断の際に誰かを同伴できますか？

はい。家族や知人、通訳を同伴することができます。通訳を必要とする場合は予めその手配をし、受診予約をする際に通訳同伴の旨を医療機関に連絡してください。プロの通訳者を同伴できない場合は、地域社会で信頼される人物を同伴してください。

健康診断書作成に必要とされるものは？

健康診断書は3部構成となっており、必ず英語で記入してください。

- 医師による健康診断
- 胸部レントゲン検査
- 血液検査、尿検査

医療機関によっては、健康診断書作成に必要な検査を行うための施設が完備されていますが、胸部レントゲン検査とその他の検査を外部の臨床検査機関に依頼する場合があります。尚、血液検査および尿検査のための採血、採尿を診察室で行うことがあります。

子供の場合は？

子供や新生児であっても、すべての移民申請者に、健康診断書を提出する、あるいは代理人に提出してもらうことが義務付けられています。

- 16歳未満の子供の健康診断には親あるいは保護者が同伴します。
- 11歳未満の子供の胸部レントゲン検査は免除されます。
- 臨床指標や危険因子が見られない限り、15歳未満の子供の標準血液検査は免除されます。
- 5歳未満の子供の尿検査は免除されます。

申請者の義務

- **受診費用は申請者負担です。**健康診断、胸部レントゲン検査、その他の臨床検査、専門医による診断書、再検査などにかかるすべての費用は、申請者本人、あるいは未成年申請者の親、保護者が負担します。
- **事実を申告してください。**健康診断書に虚偽が記載されていた場合、移民申請の却下、発行されたビザや許可の取り消し、国外退去などの措置が取られることがあります。

健康診断受診後の手続きは？

健康診断書は、作成した医師の署名日から3ヶ月間有効です。

胸部レントゲン検査やその他の臨床検査の結果を含む健康診断書は、ビザや許可の申請と共に3ヶ月以内に提出してください。健康状態によって、申請者が一定の健康基準を満たしているかどうか判定しにくい場合は、ニュージーランド移民局あるいはその医療査定官から詳細の問い合わせがあるかもしれません。その場合は、専門医による診断書あるいは再検査などが必要となり、異なる医療機関で検査を受けなければならない場合もあります。何らかの持病がある方は、手続きを円滑に進めるためにも、専門医による最新の診断書など、できるだけ多くの医療情報を申請時に提出してください。

健康診断書の各項に関する略説

A 項：個人情報

申請者の個人情報とニュージーランド国内での就学、就職の内容について、**健康診断を受ける前に**記入してください。

さい。健康診断書と申請書を照合する上で重要になりますので、すべての質問に回答してください。

B 項：病歴

ニュージーランド移民局と医療査定官が申請者の現在の健康状態を正確に理解するため、本項にはこれまでの病歴をまとめて記入してください。本項は、**医師またはその代理人（看護師など）と共に**記入してください。病歴

が不明な場合は、その旨を自己申告します。また、持病に関して、別の医師による診断書がある場合は、それらを健康診断の受診時に参考資料として持参するとよいでしょう。

C 項：自己申告

本項には、健康診断を行う医師立会いの下で申請者本人が署名します。尚、16歳未満の子供については、その親あるいは保護者が代理署名をしてください。署名をすることで、以下に関して自己申告することになります。

- 健康診断書 A、B 項の注意および質問事項を理解し、申請者に関して事実に基づく正確かつ完全な情報を記載した。
- この自己申告が胸部レントゲン検査およびその他の臨床検査にも適用されることを理解する。
- ビザや許可の申請結果に影響を及ぼすような健康上の関連事実や事情変更がある場合は、ニュージーランド移民局に連絡する。
- 申請者の移民資格を検討する上で、ニュージーランド移民局が必要と判断した場合、健康診断書の記載内容に関する問い合わせや、他の政府機関（保健医療機関や海外駐在の諸機関）との情報交換を許可する。

- 申請者の健康状態に関して、ニュージーランド国内の保健医療機関からニュージーランド移民局への情報提供を許可する。
- 健康診断書ならびに関連情報提出後の査定の進捗状況あるいは結果について、ニュージーランド移民局から該当するビザや許可の第一申請者へ連絡することを許可する。
- 健康診断にかかる費用は申請者の負担である。また、ニュージーランド移民局から再検査の指示があった場合でも、申請者あるいはその子供の再検査費用は自己負担することに同意する。
- 健康診断を実施する医師が、申請者あるいはその子供の健康状態について、ニュージーランド移民局へ情報提供することを許可する。
- 虚偽の申告、虚偽あるいは語弊を招く情報の提供、健康診断書の改ざんなどを行った場合、移民申請の却下、発行されたビザや許可の取り消しのほか、犯罪行為とみなされて起訴の上、禁固刑が科せられる可能性を理解する。

D 項：健康診断

申請者の健康状態について健康診断を実施した医師が記入します。本項記載に必要な身体検査のために、着衣を脱ぐように指示される場合もあります。身長、体重、視力、聴力、反射運動に加え、心音聴診、血圧測定のほか、精神状態や肺気量などの身体機能を確認することもあります。検査内容によっては、医師の指示の元で看護

士が検査を実施することもあります。

45歳以上の女性には乳がん検査が義務付けられています。該当する方は、専門医を指定して検査を行うか、あるいは過去6ヶ月以内に行った乳房撮影や乳房超音波検査の結果を提出してください。

E、F、G 項：尿検査、血液検査、医師による検査結果の概略説明と申告

健康診断ならびに胸部レントゲン検査、その他の臨床検査の結果を確認した上で、担当医師が記入します。

臨床検査手続き

15歳以上のすべての申請者には標準血液検査が義務付けられています。病歴や健康診断の結果によっては、その他の血液検査（糖尿病など）を受けるように指示されることがあります。

臨床検査のため、採血、採尿を求められます。用紙の表面には、担当医師が必要な検査の種類を明記します。裏

面は、採血担当者の立会いの下、申請者本人が個人情報および自己申告を記入します。このページを健康診断書から切り離し、採血時に必ず持参してください。

15歳未満の子供でも、一定の病気に関する臨床指標や危険因子が見られる場合には、血液検査が必要となります。

胸部レントゲン検査

11歳以上のすべての申請者に対し、結核および全身症状を検査するための胸部レントゲン検査が義務付けられています。つい最近、一時入国許可のために胸部レントゲン検査報告書を提出した場合でも、この胸部レントゲン検査は必ず受けてください（一時入国許可のための胸部レントゲン検査は、結核診断のみを目的としたものです）。

このページを健康診断書から切り離し、胸部レントゲン検査の撮影時に必ず持参してください。検査前に予め J1～J6 の質問に回答しておく必要がありますが、自己申告の署名は検査を担当する放射線技師立会いの下で行ってください。

放射線技師の報告書に異常が記載されていない限り、ニュージーランド移民局へレントゲンフィルムを提出する必要はありません。

妊婦および11歳未満の子供の胸部レントゲン検査は免除されます。